

□地方公共団体との防災協力について

東京駅周辺防災隣組(地域協力会)事務局長

三菱地所(株) 水 口 雅 晴

1. 街の更新

2002(H14)年6月の「都市再生特別措置法」の施行後、大手町・丸の内・有楽町地区に広がる約111ha(以下「当地区」という)において、ビル再開発等の「街の更新」が進められている。基準容積率の見直しにより、従来よりひとまわり大きなビジネス街が形成される。オフィスに特化した街から、物販・飲食・宿泊等、機能の多様化が進み、来街者は増加している。大災害で交通が途絶すると、通勤・通学・買い物・観光客に多くの帰宅困難者が生じ1~3日の滞留を余儀なくされるおそれがある。更に大地震以外の都市リスク(テロ・有事、水害、防犯等)についても街としての目配りが必要となりつつある。



東京駅周辺の開発動向

2. 関東大震災時の経験

現在の丸ビルの前身である旧丸ビルの開業が、実は1923(T12)年9月の関東大震災のわずか半年前であったことはあまり知られていない。生き残った旧丸ビルを拠点に、応急活動が展開された。臨時診療所を開設し、避難者をビル1階に迎え入れ、備蓄米の炊き出し、缶詰・パンの配給、受水槽からの給水等の諸活動が記録されている。防災マニュアルなど未整備であった当時、備蓄米や釜や薪炭もあったという周到な備えに驚かされるが、その後80年間にわたり毎年9月1日に実施している全社防災訓練はじめ当社の防災対策の原点はここにある。

当時の当社員は応急活動に従事するため会社に泊まり込みとなった。その経験から現在の災害応急要綱でも「帰宅」という規定はなく、全社員が応急活動に従事することとなっている。最近東京都では従来の「速やかに帰宅」というスタンスを改め、家族の安否確認を前提に「むやみに帰宅を開始せず、その場で応急活動に従事すべき」という方針に転換しつつあるが、当社の取り組みが何らかの参考となると考えられる。



三菱臨時診療所

3. 当地区の課題

先般3月28日に東京都防災会議地震部会がターミナル駅である東京駅の帰宅困難者数(推計)を14万2千人と発表したが、当地区に固有の課題として、鉄道駅や周辺地域からの帰宅困難者の流入問題がある。これを我々は当地区の就業者・顧客とあえて対比し「流入する帰宅困難者」と呼んでいる。その数は20万人とも予想されるため、個々の事業所の善意だけではとても対応しきれない数であるにもかかわらず、従来その対策は官民ともに全く顧慮されてこなかった。

4. ビジネス街らしい防災対策(防災隣組の立ち上げ)

そこで当地区の事業所が2002(14)年に「東京駅周辺における防災対策のあり方に関する検討委員会(委員長:早大特命教授伊藤滋先生)」を設置し、課題を洗い出すとともに「ビジネス街らしい防災」「事業所間の共助」という新しい考え方を示した。これを

受け地元の発意として2004(16)年1月に東京駅周辺防災隣組(以下「防災隣組」)を設立した。もともと明確な「事業所間の共助」というプロトタイプがあったのではない。いわば社会実験的な運営の実態であるが、逆にいえば前例のない先進的な取組みだと考えている。

(1)防災隣組の平常時の活動は、①ベースとなる活動と②ビジネス街らしい活動で構成する。

ベースとなる活動

- 防災まちづくり活動
- 防災訓練(毎年1月17日開催)
- 防災情報システム導入・習熟
- 啓発広報(シンポ・講演会等)
- 他団体との連携(全国各都市等)

ビジネス街らしい活動

- 海外の厳しい視線への対応
- 国内都市間競争への対応
- 新しい課題への対応
 - ・国民保護(テロ・有事)、防犯
 - ・BCPの普及

(2)非常時の活動は、地元千代田区の協力要請か震度6以上の自動立上げにより次を行う。

- 防災情報システム稼動（千代田区災害対策本部と十分に連携）
 - ・ 安否・被害情報収集・伝達
 - ・ 帰宅経路案内
 - ・ 支援要請
- 支援場所への誘導
- 要援護者の救護
- 最小限の食料・飲料水配布
（備蓄倉庫・貯水槽からの搬出・配布）
- ボランティア統括
- 国・都等行政情報収集

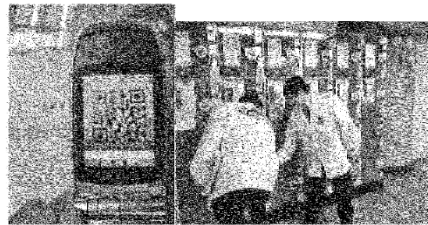


②防災隣組全国会議（18年2月）

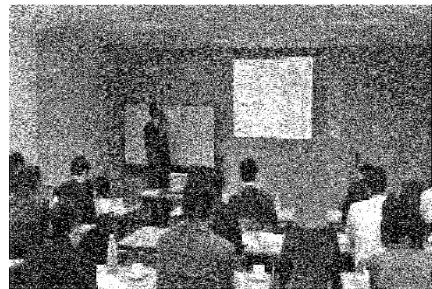
(3) 主な活動例として17年度に実施した次の4つをご紹介します。



①英語で防災訓練・自転車部隊（18年1月）



③防災・防犯QRコードパトロール（18年3月）



④事業継続BCPセミナー（17年12月）

5. 消防庁の防災協力検討会

昨年の消防庁の「災害時にける地方公共団体と事業所間の防災協力検討会(座長:廣井脩先生)」に防災隣組として参加させて頂いた。特筆すべきはJC日本青年会議所が17年9月に会員を対象に行ったアンケートである。調査の迅速さもさることながら、調査対象1,900社余の実に9割以上が「防災活動への参加意思」を表明し、業種別・規模別・地域別にも大きな差異がみられなかったという点である。事業所の防災活動は余裕があるからできることといった椰楡を耳にすることもあるが、多数のJC会員が社会責任(CSR)を自覚していることに驚かされるとともに、広く他の事業所にもこのCSR意識を推奨すべきであると考えた。

その推奨策のあり方もこの検討会のテーマとなった。私見では税制や政策融資の他に、意外と効果的なのが「防災協力」に関する表彰や何らかの認証の交付といったオーソドックスな手法ではないかと考える。各々の企業文化にもよるが、経営トップへの訴求は予想以上と思われる。中央防災会議では昨今の経営環境の変化を受け、事業継続(BCP)の取り組みを自社の有価証券報告書に記載すべきとの指摘がある。

同様に、「防災協力」に関する表彰や認証交付も記載されれば投資家マインドに好材料となることが期待される。

この他に検討会において当方からあえて申し上げたことは3つある。ひとつは、防災隣組の基本スタンスである「事業所間の共助」という新しい考え方へのご理解をお願いしたいことである。本稿のテーマであ

る地方公共団体と事業所の協調という場面では、個々の事業所が市・区と防災協力協定(登録)するという手法に加え、まずは事業所同士の共助団体(地域、業種、サプライチェーン等)の結成を事業所自主防として促進し、その団体と協定(登録)を進める方が個々の事業所側も取り組み易いし、災害時の実効性も高まるのではないかとのこと。

二つ目は、情報を官・民、民・民が共有できるシステムを構築できないかということである。例えば消防庁では武力攻撃事態等における安否情報を国・自治体、自治体間で共有するシステム構築を進めているとの説明があるが、そうしたシステムへのアクセスを事業所自主防にも許し、情報システムという神経系統にぶら下げる形で多数の事業所を実働力として編成してゆく方が効果的ではないかということ。

三つ目は、こうした事業所自主防を地方防災会議のメンバーとしてお加え頂けないかというお願いである。災対法や自治体条例にも関わることかと思うが、既に「自助・共助・公助」が原則となっている今日、指定機関である行政や公益事業者に加え事業所自主防も防災会議に招聴されることが必要であると考えます。

6. 今後の課題

今日、事業所や都市の抱えるリスクは増えこそすれ減りはしない。当初は大地震時の帰宅困難者対策が目的であった防災隣組の活動も、都市水害、国民保護(テロ・有事)、防犯へと視野が広がりつつあり、その手法

も(ZRコード(2次元バーコード)を活用した防災・防犯パトロール等の先進的な社会実験をも行っている。官主導であった防災分野が、阪神淡路大震災以後「自助・共助・公

助」へと転換する中で、官民協調のあり方についても十分な検討が必要となっている。今後も時宜を得た課題意識と活動を継続してゆきたいと考えている。